

令和2年第1回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年1月27日(月)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時30分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	出	南畑1	関根和市	出
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

4番	細田	勉	委員
5番	細田	福三	委員
6番	大澤	英司	委員

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

・みずほ台駅から500m以内にあることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土はなく整地の上、砂利敷きとする計画となっています。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3段積を設置。
- ・汚水、雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため、浸透させることとなっています。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、農地転用基準に照らし適

当であるとした。

○議案第 2 - 1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね 10 ヘクタール未満の区域内であることから、第 2 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック 1～4 段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第 3 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認 2 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第 3 - 1

(事務局説明)

本件は、平成 12 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和 3 年の 1 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、1 月 16 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問して話を伺い、現地も確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第 3 - 2

(事務局説明)

本件は、平成 12 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和 3 年の 3 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、1 月 16 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第 4 号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について 1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第 4 - 1

- ・ 申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

1 月 15 日に現地を確認したところ、保全管理がされていまして。ご家族に話を伺ったところ、従事者は昨年 8 月に亡くなりましたが、昨年 3 月まではほうれん草を栽培し、7 月までトラクターに乗り農作業を行っておりました。

(担当委員からの説明)

従事者のことはよく存じており、病気になってからも、ほうれん草などを作り、出荷をされておりました。畑の方も家族の方が管理をされており、支障がないと思われま

第 5 号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋 1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第 5 - 1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関する斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様に

は、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は2月26日までに事務局まで報告をお願いします。

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

○議長は、富士見市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について3件を議題として上程し、産業振興課の説明の後、委員に諮り、全委員の賛成により、農用地編入申出1件については「異義なし」、農用地除外申出2件については「やむを得ない」と決定した。

第7号議案 農業委員会法の法令遵守の申し合わせの決議について

○議長は、農業委員会法の法令遵守の申し合わせの決議についてを議題として上程し、事務局の説明の後、委員に諮り、全委員の賛成により、別紙のとおり法令を遵守することを決議した。

(事務局説明)

平成30年10月から令和元年の10月までの約1年の間に、全国で農業委員、農業委員会会長等の逮捕される不祥事が4件発生いたしました。

この様な不祥事は、農業員会及び農地制度に対して国民の信頼を失墜させるとともに、農業者からの信頼を裏切る行為であり、あってはならないことです。

本件は、この様な不祥事が発生しないよう、農業委員会が担っている職務の重要性について、あらためて自覚をしていただき、公正・公平な職務の遂行を行っていただくために決議するものです。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年12月14日から令和2年1月20日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地改良に係る届出 | 1件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

議長は、令和2年第1回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年1月27日

議 長

4 番

5 番

6 番

【別紙】

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日
富士見市農業委員会